

水戸市告示第 320 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 19 条の 5 第 1 項の規定に基づき、行政処分（措置命令）を行ったので、水戸市廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に係る行政処分の公表に関する規則（令和 4 年水戸市規則第 102 号）第 4 条の規定により次のとおり公表する。

令和 7 年 9 月 12 日

水戸市長      高   橋      靖

1 対象者の氏名及び住所

氏名   兼子   勝弘

住所   茨城県水戸市見和 3 丁目

2 行政処分を行った日

令和 7 年 6 月 30 日

3 行政処分の内容

産業廃棄物処理基準に違反した状態で保管している産業廃棄物の全量撤去及び処分（生活環境の保全上の支障の除去等の措置を講ずべきことの命令）

4 行政処分の履行期限

令和 7 年 8 月 31 日

5 行政処分の原因となった事実

対象者は、令和 5 年 8 月頃から同年 10 月上旬頃にかけて、茨城県水戸市五平町字中峰 1815 番 1 及び同番 2 の土地に搬入した産業廃棄物を産業廃棄物処理基準に適合しない状態で放置しており、また、同地に放置されている伐採された樹木の腐敗等も発生していることから、周辺的生活環境の保全上支障が生ずるおそれがある。